

## ○松江市中小企業・小規模企業振興基本条例

令和元年7月12日

松江市条例第15号

松江市は世界に誇れる明媚な風光と歴史・文化を有する「国際文化観光都市」として、国内外から多くの観光客が訪れるまちであり、観光産業として宿泊業や飲食サービス業、小売業、各種サービス業などの業種が本市の産業振興の一翼を担っている。

また、近年ではプログラミング言語「Ruby」を中心としたIT産業、すそ野の広い「ものづくり産業」など多岐に渡る産業が地域経済を牽引している。

こうした産業の発展は市内の中小企業・小規模企業などのたゆまぬ努力によってもたらされたものであり、中小企業・小規模企業は、地域経済を支えてきたばかりでなく、地域社会においても「まちづくり」の担い手として重要な役割を果たしている。

しかしながら、少子高齢化や人口減少による生産年齢人口の減少、経済圏生活圏の広域化など、地域社会・地域経済を取り巻く環境が大きく変化し、中小企業・小規模企業の経営環境は厳しさを増している。

こうした中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業の役割と重要性について、市民、事業者、経済支援団体、大学等・教育機関、金融機関等及び市が共通認識を持ち、その果たすべき役割を明らかにしながら、共創・協働の精神で取り組んでいかなければならない。

中小企業・小規模企業は、自然景観や歴史文化などの観光資源や農林水産業の豊富な資源など、これらの地域資源の持つ価値を最大限に活かし、これまで培われてきた技術を受け継ぎ、雇用の確保・拡大を図ることはもちろん、次世代を担う人材育成に努め、新たな技術の研究・開発に取り組みながら、松江だからこそ生み出せる付加価値の高いサービスや商品づくりを業種間の連携を図

りながら進め、地域経済の活性化の役割を担っていく必要がある。あわせて、地産地消を推進しながら、産業振興を図るとともに、地産外商にも努めていくことが重要である。

また、市民は中小企業・小規模企業が地域経済の発展、雇用の創出、市民生活の向上に重要な役割を果たしていることへの理解を深め、中小企業・小規模企業の発展に協力していくことが求められる。

市は、中小企業・小規模企業の振興を市政の重点課題と位置づけ、中小企業・小規模企業の自主的な努力を基本としながらも、商工会議所、商工会などの支援団体や大学等・教育機関、金融機関等と連携を図りながら、中小企業・小規模企業が未来に挑戦できる環境づくりを進めていく必要がある。

こうした取組を山陰の中核都市として、近隣地域との経済交流や文化交流など、官民を挙げて進めていくことが、地域経済の活性化を図っていく上で不可欠である。

ここに、中小企業・小規模企業は社会の主役であり、地域社会や市民生活に貢献しているという認識のもと、これらの振興が市民の生活を豊かにするものであることを地域で共有するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって、地域経済の発展及び雇用の創出を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規

定する中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業 第1号に規定する中小企業者及び前号に規定する小規模企業者をいう。
- (4) 中小企業・小規模企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業の支援を行う団体で市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいう。
- (6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。
- (7) 大学等 学校教育法第1条に規定する学校のうち大学及び高等専門学校並びに研究機関をいう。
- (8) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を市、中小企業者、小規模企業者、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等、大企業及び市民が共有する基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業が本市経済の発展に寄与し、及び雇用の場を創出するものとして、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- (2) 中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に対する自主的な努力を促進すること。

- (3) 人材の育成及び雇用の確保を推進すること。
- (4) 本市が有する産業基盤及び特色ある地域資源を十分に活用するとともに、地域経済の循環の促進を図ること。
- (5) 市、中小企業者、小規模企業者、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等、大企業及び市民が相互に連携及び協力して推進すること。

(基本方針)

第4条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の安定・強化
- (2) 市民生活の向上に資する商業及びサービス業の振興
- (3) 創業及び新たな事業活動の促進
- (4) 円滑な事業承継の促進
- (5) 地産地消等の推進による地域内の経済循環活性化の促進
- (6) 培われた歴史・文化、豊かな自然及び食を活用した国内外からの観光客の誘致促進
- (7) 事業活動を担う人材の育成及び確保並びに労働環境の改善
- (8) 地域資源を活用した事業活動の促進
- (9) 技術力、経営力等の高度化の促進
- (10) 農水商工連携、6次産業化の促進
- (11) 中小企業・小規模企業の事業活動の振興に資する企業誘致の促進
- (12) 地域及び社会貢献への取組の促進

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、実施するもの

とする。

- 2 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の努力)

第6条 中小企業・小規模企業は、基本理念に基づき、経済的社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

- 3 中小企業・小規模企業は、地域社会の一員として、地域活動に積極的な取組を行うよう努めるものとする。

- 4 中小企業・小規模企業は、地域資源を活用し、及び市内において生産され、製造され、若しくは加工された産品又は提供されるサービスを有効に活用するよう努めるものとする。

- 5 中小企業・小規模企業は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

第7条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の実態を把握し、並びに経営の安定及び向上に対して積極的かつ効果的な支援を行うとともに、市に対する情報提供、提案等の協力を行うよう努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業支援団体は、中小企業・小規模企業及び新たに中小企業・小規模企業になろうとする者の中小企業・小規模企業支援団体への加入を自ら積極的に促すことにより、会員の増加に努めるものとする。

- 3 中小企業・小規模企業支援団体は、市が実施する中小企業・小規模企業の振

興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関等の役割）

第8条 金融機関等は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の資金需要、販路拡大、技術革新等に対して適切に対応することにより、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に協力するよう努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育機関及び大学等の役割）

第9条 教育機関は、基本理念に基づき、教育活動を通じて、中小企業・小規模企業の魅力及び実績を理解し、並びに勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行う。

2 大学等は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業と連携した研究開発の推進及びその成果の社会への還元並びに人材の育成に努めるとともに、輩出された人材が中小企業・小規模企業において活躍できる機会を増やせるよう努めるものとする。

3 教育機関及び大学等は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（大企業の役割）

第10条 大企業は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展に果たす重要な役割を理解し、並びに中小企業・小規模企業との連携及び協力を努めるとともに、市が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、地域資源を活用し、及び市内において生産され、製造され、若しくは加工された産品又は提供されるサービスを有効に活用するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第11条 市民は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業が地域経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、並びに中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、地域資源を活用し、及び市内において生産され、製造され、若しくは加工された産品又は提供されるサービスを有効に利用するよう努めるものとする。

3 市民は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(振興会議の設置等)

第12条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策その他必要事項を審議するため、松江市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

2 振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(財政上の措置)

第13条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。